

1月9日 自立教育部門9 「福祉サービスについて」

【卒業後の進路の種別】

- 1 福祉サービス利用（通所での利用で、特にB型が多い） ※県内特支卒業生の7～8割
- 2 企業就労（障害者雇用でパート採用、5・6時間の勤務が多い）※県内特支卒業生の2～3割
- 3 進学（専門学校、大学、テクノスクール総合実務科など）
- 4 その他（在宅、開業など）

《福祉サービス利用について》

【働くことがメインのサービス】 ※障害者手帳（もしくは医師の診断書）が必要となる。

- 1 **就労継続支援 A 型**（雇用契約を結び最低賃金は保証される。4時間勤務の事業所が多い。）



クリーニング



ラーメン（製麺・接客）



デジタルアート・施設外就労



米袋製造

※東区には3カ所のみで、市内でも数が少なく近年は減少傾向。新卒者の受入不可。

- 2 **就労継続支援 B 型**（箱折りや封入などの軽作業が多い。市の平均工賃は1.6万円程。）



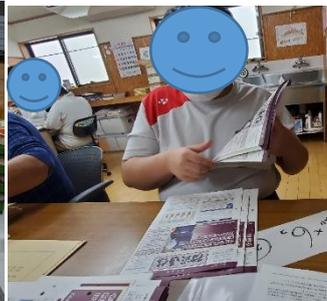
封入



水道メーター分解



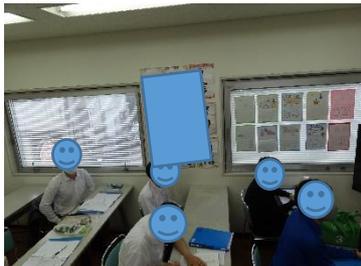
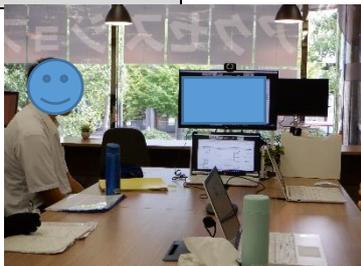
箱折り



DMの封入

※定員状況によるので、必ず利用ができるとは限らない。実習後の利用（受入）が必要条件。

- 3 **就労移行支援**（基本は2年以内で訓練や実習を行い、企業就労を目指す。）



※PC入力、製造、グループワーク、ビジネスマナー等。東区に1カ所。新潟駅周辺に多く、受入先は多数ある。

【生活全般を充実させることがメインのサービス】

- 1 **自立訓練（生活訓練・機能訓練）**（生活するために必要な身の回りのことなどを自分でできるように整える。）
- 2 **生活介護**（作業や健康、余暇活動などを行う。障害者区分認定1～6で、3以上が条件。）
- 3 **地域活動センター**（作業や地域との交流、余暇活動などを行う。）



自立訓練（生活訓練）



生活介護



地域活動センター

【福祉サービスを選択するにあたって】

- 1 就労 B 型や就労移行の事業所でも、それぞれで作業内容や事業所の雰囲気などが異なるので、様々な事業所を見学して実習をすることが大切です。
- 2 就労系福祉サービスは、働くことや次のステップに上がるための「就労継続」ですので、一定の生産性が求められます。工賃の支払いにも関わるので、休まず、ある程度の作業能力がないと希望があっても利用が難しい場合があります。
- 3 コーヒーなどの飲食やチョコレート製造、アニメ、農業、企業へ出向しての施設外就労、接骨院との連携、発達障害の方のみの受入などの新しいタイプの事業所が増えてきているようです。国の報酬改定により、収益力を高めることが課題となっています。

【参考資料】

※必要な方は進路指導部へお声掛けください。

□新潟市障がい者施設等のガイドブック (QR コード)

※各事業所の詳細が分かります。

□新潟市障害者福祉のしおり

※各種サービス利用について明記されています。

